

衆議院財務金融委員会ニュース

H26.5.9 第186回国会第11号

5月9日（金）、第11回の委員会が開かれました。

1 ①金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）

②保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（参考人）日本銀行理事 門 間 一 夫 君

- ・両案に対し、佐々木憲昭君（共産）が討論を行いました。
- ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、生活 反対－共産）
- ・①に対し菅原一秀君外2名（自民、民主、公明）から提出された附帯決議案について、竹内譲君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、共産、生活 反対－みんな）
- ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、生活 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

小 倉 將 信君（自民）

- ・ベンチャー企業の出口として、我が国でもM&Aが積極的に活用される環境を整えるべきであると考えているが、見解を伺いたい。
- ・後継者のいない中小企業の事業承継の手段としてもM&Aは有用であるが、政府における中小企業向けM&Aの活用支援策について伺いたい。
- ・貿易黒字の縮小に対応し、対外投資の収益率を向上させるべく、我が国は投資上手になる必要があると考えるが、大臣の見解を伺いたい。

岡 本 三 成君（公明）

- ・投資型クラウドファンディングの制度設計に当たって、リスクとリターンをどのようなバランスで考えているのか。また、投資型クラウドファンディングにより資金調達した企業の将来について、どのような姿が最も可能性が高いと予想しているか。
- ・投資型クラウドファンディングはハイリスク・ローリターンとなることが予想されることから、資金調達前は仲介者のホームページに投資先企業の経営者の詳細な経歴等を掲載し、資金調達後にはビジネスプランの進捗状況を定期的に開示する等、情報開示を徹底させるべきではないか。
- ・投資型クラウドファンディングの目的を達成するため、情報開示の徹底を含めた規制が必要と考えるが、政府が万全

の措置をとるための大臣の決意を伺いたい。

鷲 尾 英一郎君（民主）

- ・金商法改正案で設けることとしている、新たな非上場株式の取引制度ではインサイダー取引規制が適用されないが、「投資グループ」のメンバーには、株式発行企業から財・サービスの提供を受けている者も加入できることから、インサイダー取引規制の適用対象外の者が際限なく広がるおそれはないか。また、限定されたメンバー内の取引となることから、不正取引の温床となるおそれはないか。
- ・金商法改正案は、新規上場に伴う負担軽減として内部統制報告書の監査について規模に応じて監査免除を選択可能としているが、実際、この改正によってどれだけの負担が軽減されるのか。
- ・今回の保険業法等改正を通じ、過去の保険金の支払い漏れ、意図した内容と異なるとのクレーム等を招いた保険商品の分かりにくさについても保険業界とのコミュニケーションの中で改善するべきだと思いがいかか。

坂 元 大 輔君（維新）

- ・海外の悪質業者や詐欺グループ等による投資型クラウドファンディングの悪用に対しては、投資者に対し的確な注意喚起を行うとともに、海外当局とも連携していくことが重要だと考えるが、見解を伺いたい。
- ・投資型クラウドファンディングにおいて、投資者が投資先

の企業が反社勢力と関わりを有するかどうかチェックすることは難しいのではないかと。

- ・ビットコインが決済手段として使用され、投資対象ともなっている以上、金商法の規制対象にすべきであると考えますが、大臣の見解を伺いたい。

三 木 圭 恵君 (維新)

- ・保険会社から乗合代理店に支払われる販売手数料を開示すべきとの意見について、大臣の見解を伺いたい。
- ・意向把握義務や情報提供義務等の導入は、保険募集の現場の事務負担の増加を伴うものであることから、具体的な導入スケジュールを明らかにしていただきたい。
- ・保険代理店の使用人要件の明確化を図るための金融庁の指針改正により、介護や子育て等の理由で、いわゆる委託型募集人として保険募集をしてきた者が、今後も継続して働くことが困難な状況になることが懸念されている。こうした状況に対する政府の見解を伺いたい。

大 熊 利 昭君 (みんな)

- ・実態は投資型クラウドファンディングでありながら、寄付型を装う事業者には、どのように対応するのか。
- ・投資型クラウドファンディングに係る開示情報について、仲介者のウェブサイトに掲載される内容には、財務諸表は対象外とするとのことであるが、これは投資判断を困難とするものではないか。

- ・流通市場における虚偽開示を行った上場企業の損害賠償責任を無過失責任から過失責任に見直すこととしているが、巧妙な粉飾が行われた場合には、無過失となり得ることもあるのではないかと。また、前回改正以降、企業のガバナンスが劇的に改善したとは言えない中、こうした改正は、海外からの投資を促進しようとする政策に逆行するものではないか。

佐々木 憲 昭君 (共産)

- ・投資型クラウドファンディングは、一般投資者が未公開株を購入できる制度となるのかを確認したい。
- ・保険会社の子会社の業務範囲を規制している理由について伺いたい。また、外国の金融機関を買収する場合には、子会社の業務範囲規制に特例を設けることとしているが、国内外でダブルスタンダードにする理由について伺いたい。
- ・銀行の保険窓販におけるトラブルの現状について伺いたい。

鈴 木 克 昌君 (生活)

- ・投資型クラウドファンディング利用拡大に当たっての第二種金融商品取引業者に対する監督の実効性について伺いたい。
- ・プロ向けファンド規制強化等に見られる金融庁の投資者保護策の遅れについて、大臣の認識を伺いたい。
- ・来店型保険ショップ等の乗合代理店における手数料開示の必要性について伺いたい。